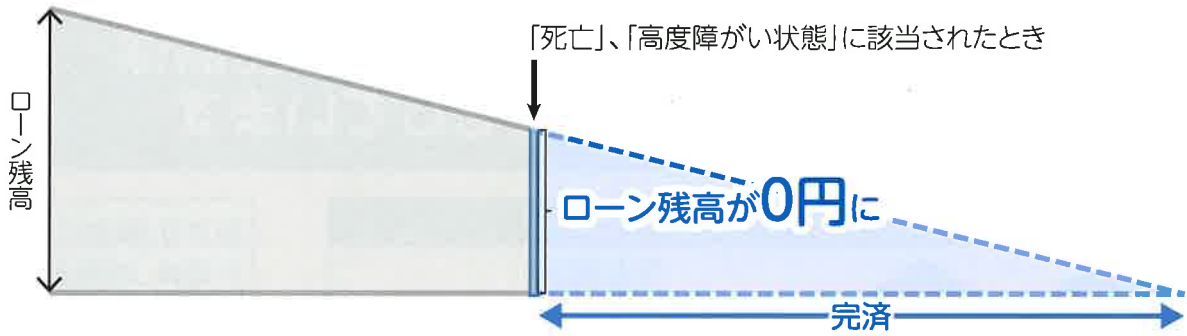




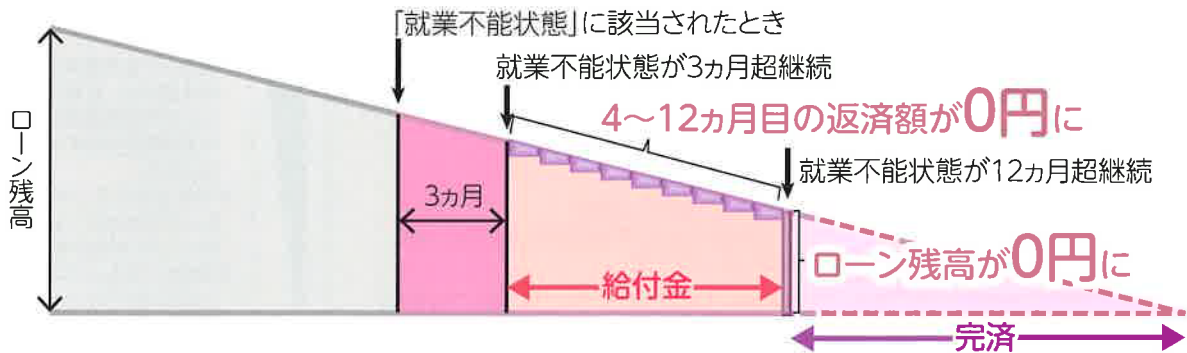
就業不能保障団信

- 死亡、所定の高度障がい状態もしくは長期就業不能保険金の支払事由に該当されたときに保険金が支払われます。
- 保障開始日以後のケガや病気により、所定の就業不能状態^(※)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき給付金が支払われます。
- 複数加入による付保割合設定も可能です。
- 保険期間は満75歳まで可能です。

「死亡」、「高度障がい状態」に該当の場合



「就業不能状態」に該当の場合



「所定の就業不能状態」について^(※)

「入院」

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

- ▶ 上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - ② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

▶ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「在宅療養」

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ① 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
- ② 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

▶ 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等（病院および診療所以外の場所をいいます。）で治療、養生に専念することをいいます。

※制度内容など詳細については「団体信用就業不能保障保険および団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」をご確認ください。